

意見書等

(条例)

議員提出議案第1号

青森市議会議員定数条例の一部を改正する条例(否決)

青森市議会議員定数条例(平成十七年青森市条例第三百二十六号)の一部を次のように改正する。
本則中「四十一人」を「三十八人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙の告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に青森市議会議員の職にある者に係る青森市議会の議員の定数については、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。

~~~~~

~~~~~

提案理由

青森市議会の議員の定数を改正するため、提案するものである。

議員提出議案第2号

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例（可決）

青森市議会委員会条例（平成十七年青森市条例第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「市民文化部」を「市民生活部」に改め、同条第三号中「企業部」を「上下水道部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の青森市議会委員会条例第二条に規定する常任委員会（以下「旧委員会」という。）の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されている者は、この条例による改正後の青森市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第二条に規定する常任委員会の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、旧委員会における委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会に付託されている事件は、改正後の条例第二条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。

提案理由

青森市事務分掌条例の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。